

【変更前】

(別表1) 道路位置指定等事前協議願出書添付図書一覧

	名称	明示すべき事項・備考
1	附近見取図 S=1/2500	・都市計画白地図に方位、指定道路の位置・形状、附近の目標、街区及び既存道路等の状況を明確に図示のこと
2	委任状	・代理者を定める場合は添付のこと
3	平面図 S=1/300以上	・接続道路の種別と位置及び幅員を記入すること ・接続道路が既存指定道路の場合は、指定年月日、指定番号を記入すること ・予定宅地を平面図または備考欄に記入すること ・指定道路の幅員、延長、周囲の長さ、境界杭の位置を図示すること ・排水施設及び流末経路を図示すること ・排水施設の流末には、雨水排水、污水排水の放流先を記入すること ・給水施設の位置、接続配水管等を図示すること ・既存建築物等がある場合は図示すること
4	求積図 S=1/300以上	・指定道路部分、予定宅地、接続道路の後退部分を別個に求積すること
5	構造図	・指定道路の横断図を図示すること (S=1/50以上) ・側溝、縁石、暗渠、マンホール、給水施設、排水施設等、道路面の構造を図示すること ・擁壁がある場合はその断面等を図示すること (S=1/30以上)
6	公園 (字限図及び 国調図等)	・指定道路及び予定宅地の区域が分筆されていない場合は、その位置を朱線で記入すること
7	その他	・市長が必要と認める図書

【変更後】

(別表1) 道路位置指定等事前協議願出書添付図書一覧

	名称	明示すべき事項・備考
1	附近見取図 S=1/2500	・都市計画白地図に方位、指定道路の位置・形状、附近の目標、街区及び既存道路等の状況を明確に図示のこと
2	委任状	・代理者を定める場合は添付のこと
3	平面図 S=1/300以上	・接続道路の種別と位置及び幅員を記入すること ・接続道路が既存指定道路の場合は、指定年月日、指定番号を記入すること ・予定宅地を平面図または備考欄に記入すること ・指定道路の幅員、延長、周囲の長さ、境界杭の位置を図示すること ・排水施設及び流末経路を図示すること ・排水施設の流末には、雨水排水、污水排水の放流先を記入すること ・給水施設の位置、接続配水管等を図示すること ・既存建築物等がある場合は図示すること
4	求積図 S=1/300以上	・指定道路部分、予定宅地、接続道路の後退部分を別個に求積すること
5	構造図	・指定道路の横断図を図示すること (S=1/50以上) ・側溝、縁石、暗渠、マンホール、給水施設、排水施設等、道路面の構造を図示すること ・擁壁がある場合はその断面等を図示すること (S=1/30以上)
6	公園 (字限図及び 国調図等)	・指定道路及び予定宅地の区域が分筆されていない場合は、その位置を朱線で記入すること
7	その他	・市長が必要と認める図書

* 道路位置指定等事前協議願出書に関する留意事項

- ・道路位置指定等事前協議願出書（第1号様式）に別表1の図書を添付して、正本、副本、正本の写し8部を提出すること
- ・申請者は原則、指定道路の築造に関係のある者（築造主）とすること
- ・代理者及び図面作成者は、原則、建築士、土地家屋調査士、測量士、または行政書士であること
- ・道路となる土地の地名地番は、申請に係る道路部分の地名地番を記入すること（道路部分が分筆されていない場合は、地番の後に「の一部」をつける）
- ・道路の幅員、延長、面積は、単位をメートル、平方メートルとし、少数点以下第3位切捨てとすること

* 道路位置指定等事前協議願出書に関する留意事項

- ・道路位置指定等事前協議願出書（第1号様式）に別表1の図書を添付して、正本、副本、正本の写し8部を提出すること
- ・申請者は原則、指定道路の築造に関係のある者（築造主）とすること
- ・代理者及び図面作成者は、原則、建築士、土地家屋調査士、測量士、または行政書士であること
- ・**道路及び予定宅地**の地名地番は、申請に係る**道路及び予定宅地**部分の地名地番を記入すること（道路部分が分筆されていない場合は、地番の後に「の一部」をつける）
- ・道路の幅員、延長、面積は、単位をメートル、平方メートルとし、少数点以下第3位切捨てとすること

【変更前】

(別表3) 道路位置指定申請添付図書一覧

	名称	明示すべき事項・備考
1	委任状	・代理者を定める場合は添付のこと
2	附近見取り図	・1/2500の都市計画白図に方位・指定道路の位置等を記入すること
3	公図（原本） (字限図、国調図等)	・添付する公図は指定道路に関する区域及び特定行政庁が必要と認めた区域の公図とすること ・指定道路及び予定宅地の区域は、その位置を朱点線で明示すること
4	現況図	・S=1/250以上 ・開発区域を朱線で明示すること
5	求積図	・S=1/300 ・指定道路部分、予定宅地、接続道路の後退部分等を別個に求積すること
6	道路平面図	・S=1/300以上 ・予定宅地及び予定宅地周辺を次により表示のこと (1) 敷地周辺の長さ、地番界及び地番の記入すること (2) 接続道路の種別と位置及び幅員を明示すること (3) 既存位置指定道路は、その指定年月日、番号を記入すること (4) 既存建築物、隣接建築物及び予定建築物の位置、用途並びに主要出入口を記入すること (5) がけ、擁壁等の高低差、鉄道、町界、池等を図示すること (6) 開発面積を平面図または備考欄に記入すること ・指定道路を次により表示のこと (1) 道路の幅員、延長、周囲の長さ境界杭の位置を図示すること (2) 排水施設及び流末経路を図示すること ・申請図は第5号様式の凡例に従って記入のこと
7	造成計画平面図 縦横断面図	・S=1/250以上 ・切土部分を黄色、盛土部分を緑色に着色明示すること
8	給水施設 計画平面図	・S=1/300以上 ・水道管布設図及び管径等の記入 ・申請図に各色付けにて記入すること
9	排水施設 計画平面図	・S=1/300以上
10	排水施設 縦断面図	・計画敷地境界線、L型側溝、道路雨水枠、宅地雨水枠、マンホール、汚水管、雨水管を図示すること ・各構造物等を着色し、申請図に記入すること
11	排水施設 構造図	
12	擁壁構造図	・S=1/50以上 ・擁壁高さ、根入れ深さ、断面寸法、鉄筋の径、使用本数、配筋等を明示すること

【変更後】

(別表3) 道路位置指定申請添付図書一覧

	名称	明示すべき事項・備考
1	委任状	・代理者を定める場合は添付のこと
2	附近見取り図	・1/2500の都市計画白図に方位・指定道路の位置等を記入すること
3	公図（原本） (字限図、国調図等)	・添付する公図は指定道路に関する区域及び特定行政庁が必要と認めた区域の公図とすること ・指定道路及び予定宅地の区域は、その位置を朱点線で明示すること
4	現況図	・S=1/250以上 ・開発区域を朱線で明示すること
5	求積図	・S=1/300以上 ・指定道路部分、予定宅地、接続道路の後退部分等を別個に求積すること
6	道路平面図	・S=1/300以上 ・予定宅地及び予定宅地周辺を次により表示のこと (1) 敷地周辺の長さ、地番界及び地番の記入すること (2) 接続道路の種別と位置及び幅員を明示すること (3) 既存位置指定道路は、その指定年月日、番号を記入すること (4) 既存建築物、隣接建築物及び予定建築物の位置、用途並びに主要出入口を記入すること (5) がけ、擁壁等の高低差、鉄道、町界、池等を図示すること (6) 開発面積を平面図または備考欄に記入すること ・指定道路を次により表示のこと (1) 道路の幅員、延長、周囲の長さ境界杭の位置を図示すること (2) 排水施設及び流末経路を図示すること ・申請図は第5号様式の凡例に従って記入のこと
7	造成計画平面図 縦横断面図	・S=1/250以上 ・切土部分を黄色、盛土部分を緑色に着色明示すること
8	給水施設 計画平面図	・S=1/300以上 ・水道管布設図及び管径等の記入 ・申請図に各色付けにて記入すること
9	排水施設 計画平面図	・S=1/300以上
10	排水施設 縦断面図	・計画敷地境界線、L型側溝、道路雨水枠、宅地雨水枠、マンホール、汚水管、雨水管を図示すること ・各構造物等を着色し、申請図に記入すること
11	排水施設 構造図	
12	擁壁構造図	・S=1/50以上 ・擁壁高さ、根入れ深さ、断面寸法、鉄筋の径、使用本数、配筋等を明示すること

【変更前】

13	指定道路の関係権利者の承諾に関する図書 (第20条第1項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 次の各号に掲げるものの所有者並びに登記事項証明書の甲区及び乙区に記載されている権利を有する者の承諾を得ること <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定道路の敷地となる土地 (2) 指定道路の敷地となる土地にある建築物または工作物 (3) 指定道路の築造に関して給水施設及び排水施設を設置する土地 <p>※ (1)、(2)に関する承諾は第5号様式、(3)に関する承諾は第6号様式を使用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 承諾書には、権利の種類別に権利者の住所・氏名を記入し、登録された印鑑を捺印すること 承諾書には、関係権利者全員の印鑑証明書を添付すること (権利者が法人の場合は法人代表者の印鑑証明書を添付のこと) 承諾を要する土地及び建物の登記事項証明書(原本)を添付すること
14	接続道路等への接続改修・設置に係る権利者の承諾に関する図書 (第6号様式) (第20条第2項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 次の者の承諾を得ること <ul style="list-style-type: none"> (1) 接続道路の管理者または土地の所有者 (2) 既存排水施設の所有者または管理者 (3) その他、既存の公共、公益施設の所有者または管理者で市長が必要と認めた者 承諾書には土地所有者等の印鑑証明書を添付すること(権利者が法人の場合は、法人代表者の印鑑証明書を添付のこと。ただし、特定行政庁がやむを得ないと認めた場合は、所有者等の自署、認印によることができる。) 承諾を要する土地及び建物の登記事項証明書を添付すること すでに建築物がある場合は、指定道路の築造に伴う道路斜線、建ぺい率、容積率等の検討図書を添付すること
15	協議結果報告書 (第7号様式) (第2条第4項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 道路位置指定等事前協議回答書に基づき協議等を行った内容等を記載のこと
16	区域外関係者協議結果報告書 (第8号様式) (第21条第1項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及び関連工作物等の町内会長、水利委員長、隣接者等と協議した内容を記載のこと(承諾書を提出した場合はこの限りでない) 隣接者の土地及び建物の登記事項証明書等を添付すること
17	官民境界協定書 (第4条第3項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域等が公有地に接する場合は添付すること
18	寄附採納承諾書 (第9号様式) (第22条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は指定道路部分及び接続道路の後退部分等、市が寄附を受ける土地とする
19	他の法令に関する許可等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 市道等に接続する場合は道路法(第24条・掘削・占用)の許可を得ること 公共下水道に接続する場合は下水道法(第16条)の許可を得ること 里道、水路等の公有地を使用、改修等する場合は、公有土地水面使用許可、公有財産改築許可、排水管接続許可等を得ること 土地区画整理事業決定区域内の場合は土地区画整理法(第76条)の許可を得ること 許可書等には目的が位置指定である旨を明記したものとする 許可書等は申請書正本に許可書の写しを、申請書副本に許可書原本を添付すること その他、道路位置指定に関し他の法令による手続きを必要とする場合は許可等を得ること
20	道路位置指定原図(A2版)	<ul style="list-style-type: none"> 別表7に掲げる図書を道路位置指定原図内に作成すること 完了検査後、道路の位置の指定を受けるまでに提出すること

【変更後】

13	指定道路の関係権利者の承諾に関する図書 (第20条第1項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 次の各号に掲げるものの所有者並びに登記事項証明書の甲区及び乙区に記載されている権利を有する者の承諾を得ること <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定道路の敷地となる土地 (2) 指定道路の敷地となる土地にある建築物または工作物 (3) 指定道路の築造に関して給水施設及び排水施設を設置する土地 <p>※ (1)、(2)に関する承諾は第5号様式、(3)に関する承諾は第6号様式を使用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 承諾書には、権利の種類別に権利者の住所・氏名を記入し、登録された印鑑を捺印すること 承諾書には、関係権利者全員の印鑑証明書を添付すること (権利者が法人の場合は法人代表者の印鑑証明書を添付のこと) 承諾を要する土地及び建物の登記事項証明書(原本)を添付すること
14	接続道路等への接続改修・設置に係る権利者の承諾に関する図書 (第6号様式) (第20条第2項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 次の者の承諾を得ること <ul style="list-style-type: none"> (1) 接続道路の管理者または土地の所有者 (2) 既存排水施設の所有者または管理者 (3) その他、既存の公共、公益施設の所有者または管理者で市長が必要と認めた者 承諾書には土地所有者等の印鑑証明書を添付すること(権利者が法人の場合は、法人代表者の印鑑証明書を添付のこと。ただし、特定行政庁がやむを得ないと認めた場合は、所有者等の自署、認印によることができる。) 承諾を要する土地及び建物の登記事項証明書を添付すること すでに建築物がある場合は、指定道路の築造に伴う道路斜線、建ぺい率、容積率等の検討図書を添付すること
15	協議結果報告書 (第7号様式) (第2条第4項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 道路位置指定等事前協議回答書に基づき協議等を行った内容等を記載のこと
16	区域外関係者協議結果報告書 (第8号様式) (第21条第1項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及び関連工作物等の町内会長、水利委員長、隣接者等と協議した内容を記載のこと(承諾書を提出した場合はこの限りでない) 隣接者の土地及び建物の登記事項証明書等を添付すること
17	官民境界協定書 (第4条第3項関係)	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域等が公有地に接する場合は添付すること
18	寄附採納承諾書 (第9号様式) (第22条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 対象は指定道路部分及び接続道路の後退部分等、市が寄附を受ける土地とする
19	他の法令に関する許可等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 市道等に接続する場合は道路法(第24条・掘削・占用)の許可を得ること 公共下水道に接続する場合は下水道法(第16条)の許可を得ること 里道、水路等の公有地を使用、改修等する場合は、公有土地水面使用許可、公有財産改築許可、排水管接続許可等を得ること 土地区画整理事業決定区域内の場合は土地区画整理法(第76条)の許可を得ること 許可書等には目的が位置指定である旨を明記したものとする 許可書等は申請書正本に許可書の写しを、申請書副本に許可書原本を添付すること その他、道路位置指定に関し他の法令による手続きを必要とする場合は許可等を得ること
20	道路位置指定原図(A3版)	<ul style="list-style-type: none"> 別表7に掲げる図書を道路位置指定原図内に作成すること 完了検査後、道路の位置の指定を受けるまでに提出すること

【変更前】

(別表4) 中間検査願提出図書

担当課	提出図書	備考
まちづくり指導課	中間検査願	
	工事写真	アスファルト工事を除いた写真
	着工前現場写真	
	道路の位置の指定の中間検査に係る管理報告書	当基準 45 ページによる
道路保全課	出来高図面	道路保全課に引継ぎ予定の道路構造物等に関する図面一式
	工事写真	道路保全課に引継ぎ予定の道路構造物および路盤等に関する写真（施工前、施工中、完成）
	着工前現場写真	
下水道課	工事（中間）検査依頼書	下水道法第16条 関係様式による
	出来高図面	平面図、縦断図、構造図 等
	工事写真	
配水課	工事完成届	
	竣工図面	位置図、配管図、配管詳細図、断面図、オフセット図を含んだもの
	工事写真	着工前、施工中、完成
	工事日報	所定の様式による
	使用材料明細表	材料メーカー名の記載
治水対策課	出来高図面	治水対策課に引継ぎ予定の構造物等に関する図面一式
	工事写真	治水対策課に引継ぎ予定の構造物等に関する写真（施工前、施工中、完成）

* 中間検査に関する留意事項

- 現場の状態

築造工事等のうちアスファルト舗装工事以外の工事が概ね完了した時は、中間検査を受けることがある

 - (1) 指定道路の周長を計測するので、各折れ点に境界プレートの設置が完了していること
 - (2) 申請図書に変更箇所が生じた場合には、事前に関係課と協議を済ませておくこと
- 検査日時
 - (1) 中間検査は原則として毎週木曜日に行う

【変更後】

(別表4) 中間検査願提出図書

担当課	提出図書	備考
まちづくり指導課	中間検査願	
	工事写真	アスファルト工事を除いた写真
	着工前現場写真	
	道路の位置の指定の中間検査に係る管理報告書	当基準 45 ページによる
	出来形図面	辺長等に変更があった場合
道路保全課	出来形図面	道路保全課に引継ぎ予定の道路構造物等に関する図面一式
	工事写真	道路保全課に引継ぎ予定の道路構造物および路盤等に関する写真（施工前、施工中、完成）
	着工前現場写真	
下水道課	工事（中間）検査依頼書	下水道法第16条 関係様式による
	出来形図面	平面図、縦断図、構造図 等
	工事写真	
配水課	工事完成届	
	竣工図面	位置図、配管図、配管詳細図、断面図、オフセット図を含んだもの
	工事写真	着工前、施工中、完成
	工事日報	所定の様式による
	使用材料明細表	材料メーカー名の記載
治水対策課	出来形図面	治水対策課に引継ぎ予定の構造物等に関する図面一式
	工事写真	治水対策課に引継ぎ予定の構造物等に関する写真（施工前、施工中、完成）

* 中間検査に関する留意事項

- 現場の状態

築造工事等のうちアスファルト舗装工事以外の工事が概ね完了した時は、中間検査を受けることがある

 - (1) 指定道路の周長を計測するので、各折れ点に境界プレートの設置が完了していること
 - (2) 申請図書に変更箇所が生じた場合には、事前に関係課と協議を済ませておくこと

【変更前】

(別表5) 道路築造工事完了届提出図書

担当課	提出図書等	備考
まちづくり指導課	道路築造工事完了届	
	工事写真	
	現場完成写真	
	道路の位置の指定の完了検査に係る管理報告書	当基準 46 ページによる
道路保全課	工事写真	舗装等 (中間検査後施工箇所)
	現場完成写真	
	誓約書	完了検査時に契約不適合責任期間を確認すること ※完了検査後、速やかに誓約書を提出すること
下水道課	工事完了届兼完了検査依頼書	下水道法第16条 関係様式による
	中間検査時是正資料	出来高図、写真 等
	下水道施設無償譲渡申請書	ファイル綴で一式提出
配水課	竣工図面	複写図面：2部 電子データT I F F : C D - R
	配水管寄付申出書	事業者
	配水管保証誓約書	工事施工業者
環境第1課	出来型図面	位置図、平面図、求積図、構造図
	工事写真	基礎工、ブロック積工等の配筋がわかるもの

【変更後】

(別表5) 道路築造工事完了届提出図書

担当課	提出図書等	備考
まちづくり指導課	道路築造工事完了届	
	工事写真	
	現場完成写真	
	道路の位置の指定の完了検査に係る管理報告書	当基準 46 ページによる
道路保全課	工事写真	舗装等 (中間検査後施工箇所)
	現場完成写真	
	誓約書	完了検査時に契約不適合責任期間を確認すること ※完了検査後、速やかに誓約書を提出すること
下水道課	工事完了届兼完了検査依頼書	下水道法第16条 関係様式による
	中間検査時是正資料	出来高図、写真 等
	下水道施設無償譲渡申請書	ファイル綴で一式提出
配水課	竣工図面	複写図面：2部 電子データT I F F : C D - R
	配水管寄付申出書	事業者
	配水管保証誓約書	工事施工業者
環境第1課	出来形図面	位置図、平面図、求積図、構造図
	工事写真	基礎工、ブロック積工等の配筋がわかるもの

* 完了検査に関する留意事項

- ・検査日時
 - (1) 完了検査は原則として毎週木曜日に行う
 - (2) 現場の進捗状況を確認し、検査を受けようとする週の月曜日までに、担当課に書類を提出すること
 - ・提出書類
 - 上記以外に、担当課から指示の有ったものについても各担当課に提出すること
 - ・検査
 - アスファルトコア一抜きの態勢をとること
 - ・完了検査後
 - 完了検査後指示事項が有る場合は、担当課に手直し報告後、検認を受けること
- ・検査日時
 - (1) 完了検査は原則として毎週木曜日に行う
 - (2) 現場の進捗状況を確認し、検査を受けようとする週の月曜日までに、担当課に書類を提出すること
 - ・提出書類
 - (1) 上記以外に、担当課から指示の有ったものについても各担当課に提出すること
 - (2) **消防水利施設、ごみ等の集積施設を設置した場合は、担当課が指示する図面を提供すること**
 - ・検査
 - アスファルトコア一抜きの態勢をとること
 - ・完了検査後
 - 完了検査後指示事項が有る場合は、担当課に手直し報告後、検認を受けること

【変更前】

(別表 7) 道路位置指定原図 (A2 版)

名称	明示すべき事項・備考
1 附近見取り図 S=1/2500	・方位、指定道路の位置・形状、付近の目標、街区及び既存道路等の状況を明確に図示のこと
2 公図 (国調図等)	・指定道路及び予定宅地の区域が分筆されたものであること ・方位は平面図と一致させること ・指定道路及び予定宅地の区域は、その位置を朱点線で明示すること
3 道路平面図 S=1/300 以上	・別表 3 による
4 構造図	・道路の横断図 (S=1/50 以上) ・道路の縦断図 (S=1/250 以上) ・縦方向に高低のある場合は、その高低差及び勾配(12%以下)等を図示すること ・側溝、縁石、暗渠、マンホール、排水施設、道路面の構造を図示すること ・擁壁のある場合は断面等を図示すること
5 求積図 S=1/300 以上	・別表 3 による
6 道路概要	・第 14 号様式を使用すること

【変更後】

(別表 7) 道路位置指定原図 (A3 版)

名称	明示すべき事項・備考
1 附近見取り図 S=1/2500	・方位、指定道路の位置・形状、付近の目標、街区及び既存道路等の状況を明確に図示のこと
2 公図 (国調図等)	・指定道路及び予定宅地の区域が分筆されたものであること ・方位は平面図と一致させること ・指定道路及び予定宅地の区域は、その位置を朱点線で明示すること
3 道路平面図 S=1/300 以上	・別表 3 による ・ 道路及び予定宅地部分はそれぞれ着色し明示のこと
4 構造図	・道路の横断図 (S=1/50 以上) ・道路の縦断図 (S=1/250 以上) ・縦方向に高低のある場合は、その高低差及び勾配(12%以下)等を図示すること ・側溝、縁石、暗渠、マンホール、排水施設、道路面の構造を図示すること ・ 道路及び予定宅地に擁壁がある場合は断面等を図示すること
5 求積図 S=1/300 以上	・別表 3 による
6 給排水計画平面図 S=1/300 以上	・別表 3 による
7 道路概要	・第 14 号様式を使用すること

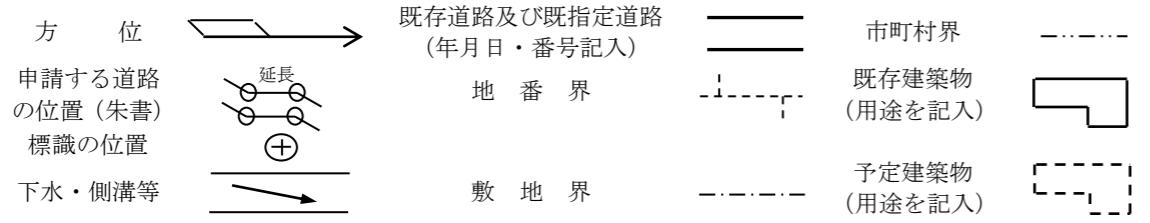
* 道路位置指定原図に関する留意事項

- ・完了検査後、手直し等が終了した図面を使用すること
- ・原図の左上部に第 14 号様式を記載すること

第 14 号様式

指定年月日・番号	年	月	日	第	号
告示年月日・番号	年	月	日	加古川市告示第	号
(道路となる地名・地番)					
道路の幅員	m	道路の延長	m	道路の面積	m^2
宅地の面積	m^2	区画数		団地面積	m^2

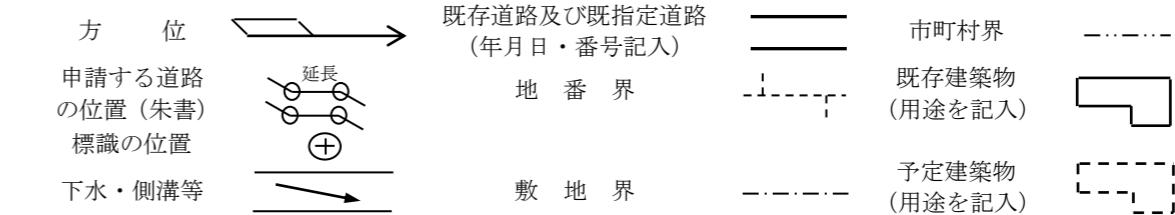
(凡例)



第 14 号様式

指定年月日・番号	年	月	日	第	号
公告年月日・番号	年	月	日	加古川市公告第	号
(道路となる地名・地番)					
道路の幅員	m	道路の延長	m	道路の面積	m^2
宅地の面積	m^2	区画数		団地面積	m^2

(凡例)



【変更前】

【変更後】

第1号様式

道路位置指定等事前協議願出書

加古川市長

様

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話

建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定を受けるにあたり、建築基準法及び関係法令に関する指示、協議事項等について事前協議を行います。

築造主の住所・氏名						
代理人資格 住所・氏名		電話()				
道路となる土地 の地名・地番						
用途地域	防 火 地 域		都 計 道 路			
道路幅員・延長・面積等		幅員 m	延長 m	面積 m ²	総面積 m ²	
取付道路		ア 公道	イ 私道	幅員 m	ア 通り抜け	イ 行止り
農地転用届出		ア 有(年 月 日) イ 無				
官民境界協定		ア 済(年 月 日) イ 無				
公有水面占用許可		ア 済(年 月 日) イ 無				
工事工程		着工 (年 月) 完了 (年 月)				
排水施設の流末						
備考				受付欄		

第1号様式

道路位置指定等事前協議願出書

加古川市長

様

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話

建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定を受けるにあたり、建築基準法及び関係法令に関する指示、協議事項等について事前協議を行います。

築造主の住所・氏名							
代理人資格 住所・氏名		電話()					
道路及び予定宅地 の地名・地番							
用途地域	防 火 地 域		都 計 道 路				
道路幅員・延長・面積等		幅員 m	延長 m	面積 m ²	総面積 m ²		
取付道路		ア 公道	イ 私道	幅員 m	ア 通り抜け	イ 行止り	
農地転用届出		ア 有(年 月 日) イ 無					
官民境界協定		ア 済(年 月 日) イ 無					
公有水面占用許可		ア 済(年 月 日) イ 無					
工事工程		着工 (年 月) 完了 (年 月)					
排水施設の流末							
備考							受付欄

【変更前】

第 14 号様式

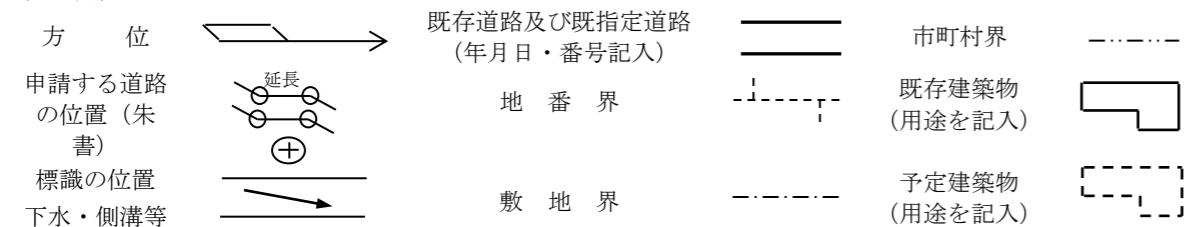
指定年月日・番号	年 月 日 第 号				
告示年月日・番号	年 月 日 加古川市告示第 号				
(道路となる地名・地番)					
道路の幅員	m	道路の延長	m	道路の面積	m^2
宅地の面積	m^2	区画数		団地面積	m^2

【変更後】

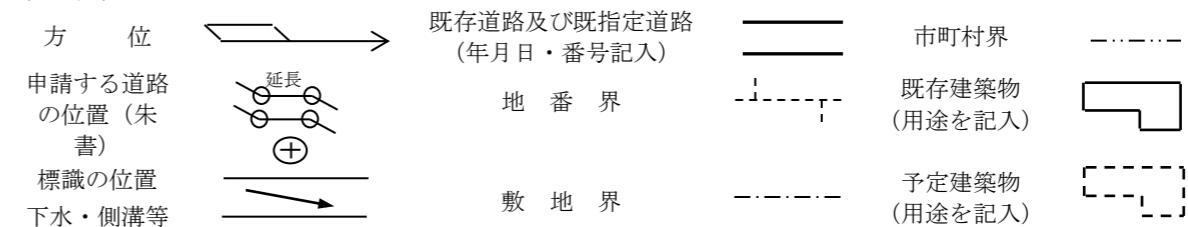
第 14 号様式

指定年月日・番号	年 月 日 第 号				
公告年月日・番号	年 月 日 加古川市公告 第 号				
(道路となる地名・地番)					
道路の幅員	m	道路の延長	m	道路の面積	m^2
宅地の面積	m^2	区画数		団地面積	m^2

(凡 例)

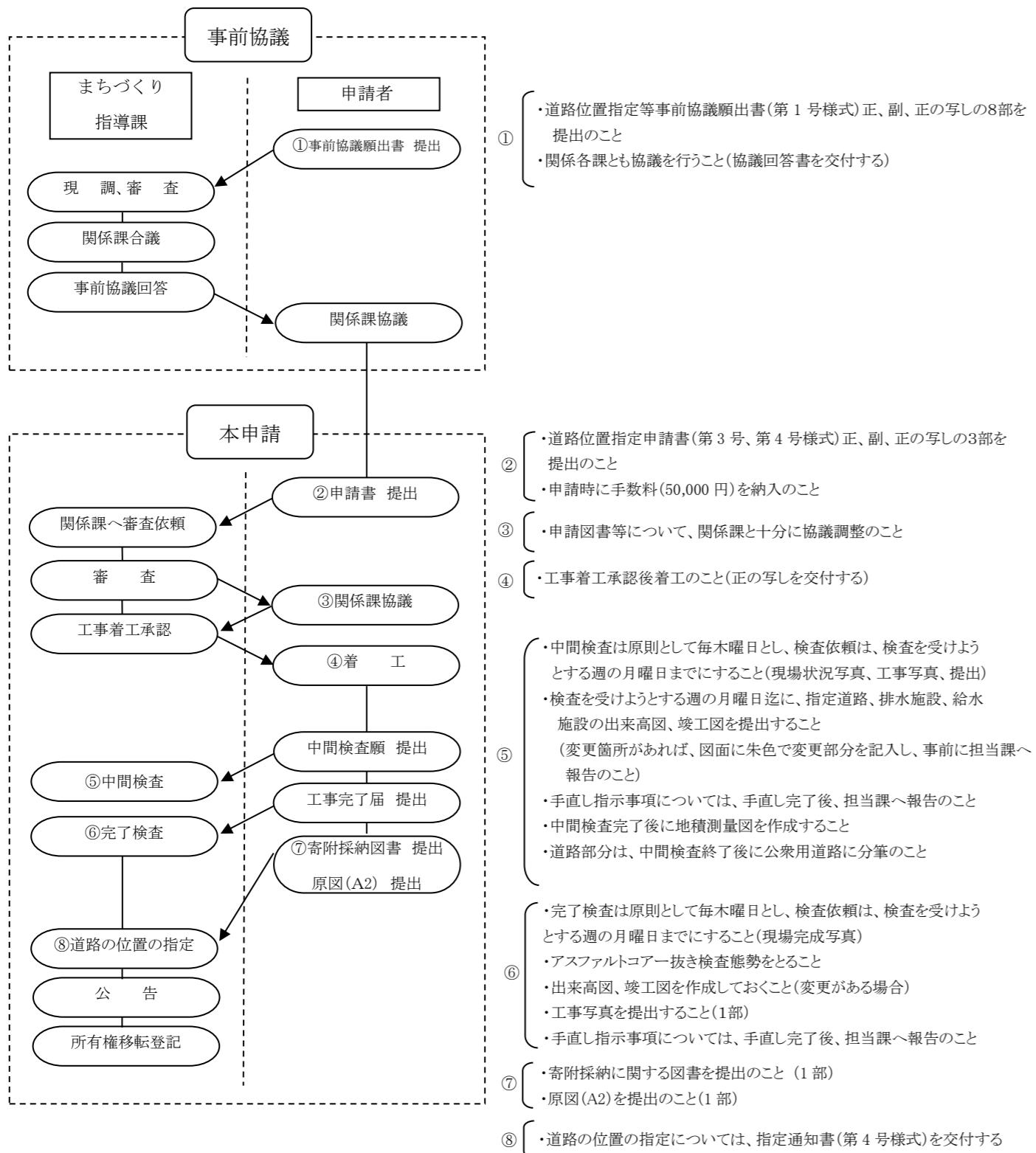


(凡 例)



【変更前】

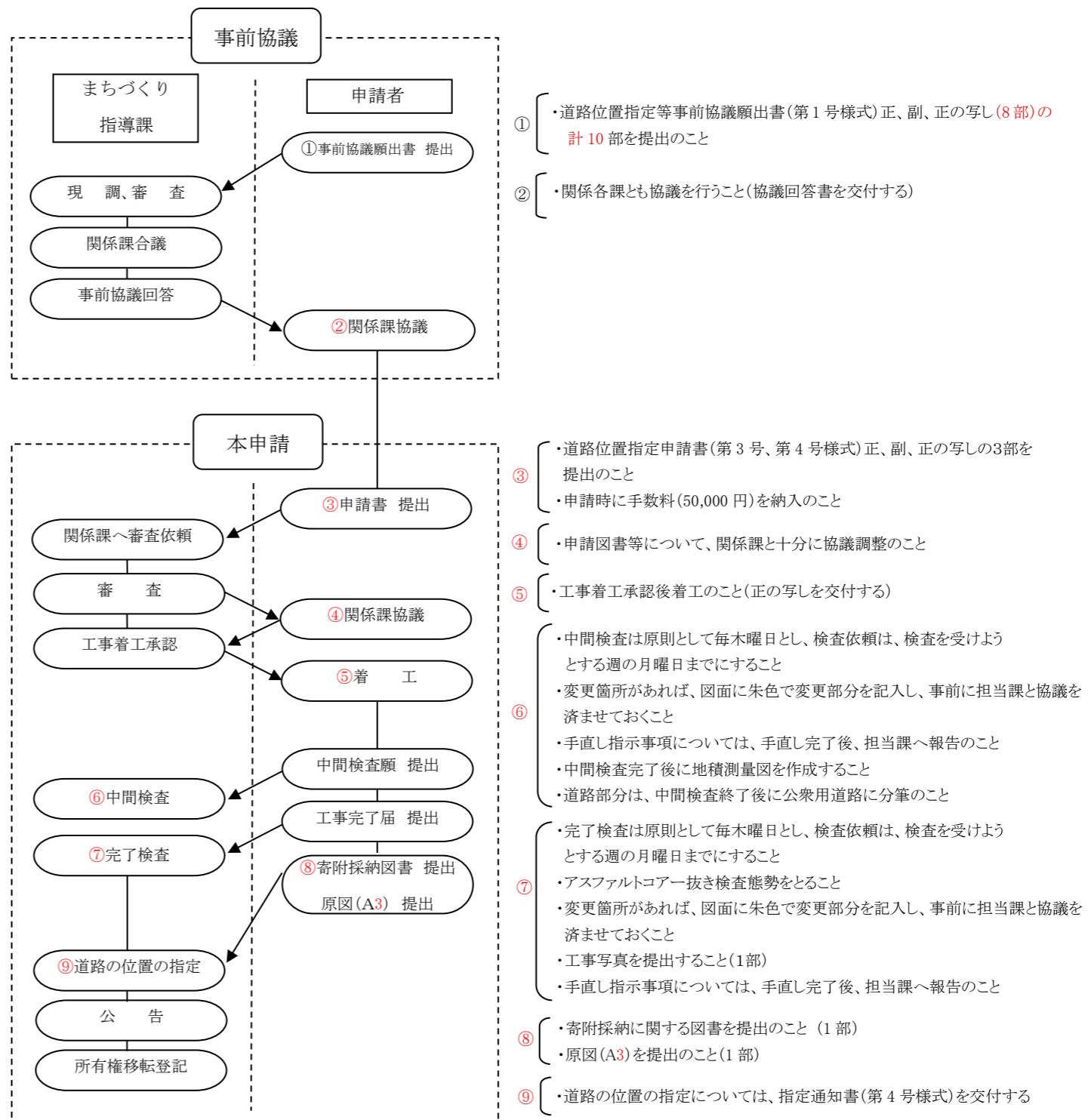
1.1. 道路の位置の指定手続きの流れ



(注) ⑤・⑥: 消防水利施設、ごみ等の集積施設を設置した場合は、担当課が指示する図書を提出のこと

【変更後】

1.1. 道路の位置の指定手続きの流れ



(注) ⑦: 消防水利施設、ごみ等の集積施設を設置した場合は、担当課が指示する図書を提出のこと

【変更前】

◎ 検査に係る管理報告

備考欄に提出日を記入し、この用紙の写しを遅くとも検査予定週の月曜日中に
まちづくり指導課迄提出すること

道路の位置の指定の中間検査に係る管理報告

担当課	提出図書等	備 考
まちづくり指導課	中間検査願	
	工事写真	
	着工前現場写真	
道 路 保 全 課	出来高図面	
	工事写真	
	着工前現場写真	
下 水 道 課	工事（中間）検査依頼書	
	出来高図面	
	工事写真	
配 水 課	工事完成届	
	竣工図面	
	工事写真	
	工事日報	
	使用材料明細表	
治 水 対 策 課	出来高図面	
	工事写真	

【変更後】

◎ 検査に係る管理報告

備考欄に提出日を記入し、この用紙の写しを遅くとも検査予定週の月曜日中に
まちづくり指導課迄提出すること

道路の位置の指定の中間検査に係る管理報告

担当課	提出図書等	備 考
まちづくり指導課	中間検査願	
	工事写真	
	着工前現場写真	
道 路 保 全 課	出来形図面	
	出来形図面	
	工事写真	
下 水 道 課	着工前現場写真	
	工事（中間）検査依頼書	
	出来形図面	
配 水 課	工事写真	
	工事完成届	
	竣工図面	
	工事写真	
	工事日報	
治 水 対 策 課	使用材料明細表	
	出来形図面	
	工事写真	

- ・ 検査は原則毎週木曜日とし、現場の進捗状況を確認し、検査を受けようとする週の月曜日迄に上記の書類を担当課に提出すること
- ・ 中間検査後、指示事項が有る場合は、担当課に手直し報告後、**検認**を受けること
- ・ 申請図書に変更箇所が発生した場合は、事前に関係課と協議のこと
- ・ 上記以外に、担当課から指示の有った物についても担当課に提出すること
- ・ 消防水利施設、ごみ等の集積施設を設置した場合は、担当課が指示する図書を提出のこと

【変更前】

◎ 検査に係る管理報告

備考欄に提出日を記入し、この用紙の写しを遅くとも検査予定週の月曜日中に
まちづくり指導課迄提出すること

道路の位置の指定の完了検査に係る管理報告

担当課	提出図書等	備 考
まちづくり指導課	道路築造工事完了届	
	工事写真	
	現場完成写真	
道 路 保 全 課	工事写真	
	現場完成写真	
	誓約書	
下 水 道 課	工事完了届兼完了検査依頼書	
	中間検査時是正資料	
	下水道施設無償譲渡申請書	
配 水 課	竣工図面	
	配水管寄付申出書	
	配水管保証誓約書	
環 境 第 1 課	出来高図面	
	工事写真	

【変更後】

◎ 検査に係る管理報告

備考欄に提出日を記入し、この用紙の写しを遅くとも検査予定週の月曜日中に
まちづくり指導課迄提出すること

道路の位置の指定の完了検査に係る管理報告

担当課	提出図書等	備 考
まちづくり指導課	道路築造工事完了届	
	工事写真	
	現場完成写真	
道 路 保 全 課	工事写真	
	現場完成写真	
	誓約書	
下 水 道 課	工事完了届兼完了検査依頼書	
	中間検査時是正資料	
	下水道施設無償譲渡申請書	
配 水 課	竣工図面	
	配水管寄付申出書	
	配水管保証誓約書	
環 境 第 1 課	出来形図面	
	工事写真	

- ・ 検査は原則毎週木曜日とし、現場の進捗状況を確認し、検査を受けようとする週の月曜日迄に上記の書類を担当課に提出すること
- ・ 完了検査後、指示事項が有る場合は、担当課に手直し報告後、**検認**を受けること